

# フレンドシップ・フォース愛媛会則

## (名称)

第1条 この会をフレンドシップ・フォース愛媛（FFE）と称し、事務局を置く。

## (目的)

第2条 国際交流のボランティア組織「The Friendship Force」の精神を尊重し世界各国の人々と交流し、相互理解を深めることによって世界平和に貢献することを目的とする。

## (入会)

第3条 新たに本会に加入を希望するものは、第2条の目的をよく理解した上で入会申込書を事務局に提出する。

## (退会)

第4条 会員で退会しようとするものは、退会届書を事務局に提出する。

## (除名)

第5条 この会の目的に反したり名誉を汚したりしたものは役員会の決議により除名することができる。

## (入会金)

第6条 入会金は1家族1000円とし入会と同時に納入する。

## (会費)

第7条 家族会員は年額10,000円、個人会員は年額5,000円を2月末迄に納入する。  
但し、後期7月以降入会する場合は半額とするが、渡航時に入会する場合は全額納入のこと。

## (会員)

第8条 会員は第2条の目的に賛同する愛媛県に居住するものを原則とする。

## (役員会、役員及び監事)

第9条 この会に役員会を置き、役員会は次の役員で構成する。  
会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計1名、担当役員5名。  
以上、原則として役員9名及び監事1名の候補者を役員会に於いて選出し、総会に於いて承認を受ける。任期は2年とし再選は妨げない。

## (顧問及び賛助会員)

第10条 この会に顧問及び賛助会員をおくことができる。

(役員及び監事の職務)

- 第 11 条 会長はこの会の代表者として会務を総括する。  
各役員は担当職務を企画・審議しこれを執行する。  
監事は会計監査を行う。

(総会の招集及び役員会)

- 第 12 条 1) 総会は年 1 回(原則として 2 月)開催する。  
2) 総会は会員の過半数をもって成立する。  
3) 必要に応じて臨時総会を開催することができる。  
4) 役員会は役員をもって構成し必要に応じて会長が招集する。

(委員会)

- 第 13 条 この会の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて委員会を設けることができる。

(活動)

- 第 14 条 この会は The Friendship Force の公式プログラムに積極的に参加し、独自の活動に於いても非営利を旨とし The Friendship Force の目的達成のため努力する。

(資産の構成及び経費の支弁)

- 第 15 条 この会の経費は入会金、年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。  
第 16 条 この会の解散時には、残金は会員全てに平等に分配するものとし、負債の場合は会員全てが共同の負債を負うものとする。

(事業年度)

- 第 17 条 この会の事業年度は、1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。

(規約の改正)

- 第 18 条 この規約の改正は総会の決議による。  
その他の細則は役員会に於いて定める。  
第 19 条 この規則の発効は 1998 年 8 月 2 日とする。

会則改正日

- |                  |  |
|------------------|--|
| 2000 年 8 月 6 日改正 | 第 6 条(入会金)、第 9 条(役員)   |
| 2004 年 8 月 8 日改正 | 第 9 条(役員)  |
| 2007 年 2 月 4 日改正 | 第 1 条(名称)、第 9 条(役員)  |
| 2013 年 8 月 4 日改正 | 第 3 条(入会)、第 4 条(退会)、第 7 条(会費)、第 9 条(役員)<br>第 12 条 1) (総会の招集)、第 14 条(活動)    |
| 2015 年 2 月 1 日改正 | 第 3 条(入会)、第 4 条(退会)、第 9 条(役員会、役員及び監事)、第 11 条(役員及び監事の職務)、第 12 条(総会の招集及び役員会) |